

札幌市住居確保給付金支給要綱

最近改正 令和5年4月1日

保健福祉局長決裁

1 目的

本事業は、離職、廃業（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職等と同程度の状況になったことにより経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき、家賃相当分の生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

2 実施責任

住居喪失者が新規に賃貸住宅を賃借し新たな居住地为札幌市内に定めた場合又は現に賃貸住宅を賃借し生活している者の居住地が札幌市内の場合に限り、札幌市が実施責任を負う。

3 支給要件

(1) 支給要件

札幌市長（以下「市長」という。）は、この要綱の定めるところにより、下記の住居確保給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）の申請に基づき住居確保給付金を支給する。

ア 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。ただし、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）が申請者が求職活動を行うに当たって居住可能な他の住宅を所有している場合は、支給対象者に該当しない。

イ 申請日において、離職等の日から原則2年以内の者であること、又は、やむを得ない休業等により就労の状況が離職等の場合と同程度の状況にあること。ただし、離職等の日から起算して2年の期間に、疾病、負傷、育児その他札幌市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とし、その加算された期間が4年を超えるときは4年とする。なお、離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由及びやむを得ない休業等における雇用形態、雇用期間は問わない。また、延長及び再延長の申請時には、離職の日から原則2年以内であることについては問わない。

ウ 離職等の日において、自らの就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していたこと、又は、やむを得ない休業等により住居確保給付金を申請した日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。なお、離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

エ 申請日の属する月における、申請者等の収入の合計額が別表 1 に定める基準額（市町村民税均等割の非課税となる収入額を 12 で除した額）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。収入については、世帯内の給与収入及び事業収入、雇用保険の失業等給付、年金等の公的給付、親族等からの継続的な仕送り等について合算して算定する。算定に用いる対象額は、給与収入は社会保険料等天引き前の総支給額から交通費支給額を除いた額、事業収入は経費を差し引いた控除後の額とし、それ以外の収入については、原則として控除等前の総支給額とする。なお、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 箇月間の収入額の平均に基づき推計する。また、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

オ 申請日における、申請者等の所有する金融資産の合計額が別表 1 に定める基準額に 6 を乗じて得た額（ただし、100 万円を超えないものとする）以下であること。なお、金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産のことであり、生命保険、個人年金保険等は含まない。また、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

カ 公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者（以下「公共職業安定所等」という。）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、やむを得ない休業等により離職等と同程度の状況になった自営業者で、相談内容が経営改善に関するものであり、かつ経営改善の意欲がある者（以下「経営改善を希望する自営業者」という。）が、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、札幌市が認める公的な経営相談先（以下「経営相談先」という。）に継続的に経営相談を受ける前に実施する事前相談（以下「事前相談」という。）を行い、経営相談先の助言を受けて自立に向けた活動計

画（以下「活動計画」という。）を作成し、活動計画に基づく給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（以下「自立に向けた活動」という。）を行うことが経営改善を希望する自営業者の自立の促進に資すると札幌市が認める者（以下「自立に向けた活動を行うことが適当と認められる自営業者」という。）については、経営相談先への相談申込みを行い、自立に向けた活動を行うこと。

キ 申請者等が、生活保護制度又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。

ク 申請者等のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（2）求職活動等要件

札幌市は、支給対象者のうち、離職等した者及びやむを得ない休業等により減収した者（自立に向けた活動を行うことが適当と認められる自営業者を除く）に対し、常用就職に向けた下記ア～ウの求職活動等を行うことを指示するものとする。

ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

自立に向けた活動を行うことが適当と認められる自営業者については、支給対象期間の1か月目から6か月目においては、下記エ～カの自立に向けた活動を行うことを指示し、7か月目から9か月目においては、上記ア～ウの求職活動等を行うことを指示するものとする。

エ 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

オ 経営相談先へ相談申込みを行い、原則月1回、経営相談先での経営相談を受けること。

カ 月1回以上、活動計画に基づく給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと。

4 誓約事項

住居確保給付金の申請者は、札幌市に対して、下記の各項について誓約しなければならない。

（1）受給中、前記3（2）の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の

作成するプランに基づく就労支援を受けること。

- (2) 申請者等のいずれもが生活保護制度又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- (3) 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は、再支給の申請であるが、従前の支給終了後に常用就職又は給与その他の業務上の収入の業務上の収入を得る機会が増加し、収入基準額以上の収入を得た月がある者で、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していること。
- (4) 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、支給期間中においても暴力団員にならないこと。

なお、本項の誓約は、支給期間の延長及び再延長の申請を行う場合においても同様とする。

5 同意事項

申請者は、札幌市に対して、下記の事項に同意しなければならない。なお、本項の同意は、支給期間の延長及び再延長の申請を行う場合においても同様とする。

- (1) 下記のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - ア 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合（ただし、自立に向けた活動を行うことが適当と認められる自営業者については、支給対象期間の1か月目から6か月目においては、3（2）に定めるエ～カの自立に向けた活動を、7か月目から9か月目においては、3（2）に定めるア～ウの求職活動等を行わない場合）又は就労支援に関する札幌市の指示に従わない場合。
 - イ 住居確保給付金受給者（以下「受給者」という。）が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、又はそのことを報告しない場合
 - ウ 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合を除く）
 - エ 申請内容に偽りがあった場合
 - オ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が暴力団員と判明した場合
 - カ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - キ 受給者が生活保護を受給した場合
- (2) 住居確保給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で申請者の賃貸住宅への入居

状況について、訪問等による確認を行う場合があること、又は、不動産媒介業者等に報告を求めること。

(3) 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること。また、札幌市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

(4) 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、札幌市又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

6 支給額

(1) 支給額

住居確保給付金は1月ごとに支給するものとし、支給月額は厚生労働大臣が定める札幌市の生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限とし、支給対象者が賃借する住宅の家賃月額とする。ただし、申請日の属する月における、申請者等の収入合計額（以下「世帯収入額」という。）が別表1の基準額を超える場合には、基準額と家賃月額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額とする。なお、住居喪失者については、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額に限ることとする。

(2) 支給額の調整

上記(1)のただし書きにより算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

7 支給期間等

(1) 支給期間

支給期間は3箇月間を限度とする。ただし、支給期間中に受給者が常用就職できなかつた場合（常用就職したもの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であつて、受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合には、申請により、3箇月の支給期間を2回まで延長することができる。ただし、3(1)(イを除く)の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて6(1)によって算出される金額とする。

(2) 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払い

を要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

ただし、住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

8 支給決定手続

(1) 住居喪失者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。

ア 申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）」（以下「申請書」という。）に別表2に定める書類を添えて、自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合は、提出を依頼する。

イ 公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者（経営改善を希望する自営業者を除く）は、公共職業安定所等への申込みを行い、公共職業安定所等から交付される求職受付票の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。また、申請者（経営改善を希望する自営業者を除く）は、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（様式10）」により、雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況を札幌市に報告しなければならない。経営改善を希望する自営業者が住居確保給付金を申請する場合、当該者は経営相談先への事前相談を行い、事前相談の内容を自立支援機関に報告しなければならない。また、事前相談の内容を踏まえ、活動計画に基づく自立に向けた活動を行うことが経営改善を希望する自営業者の自立の促進に資すると札幌市が認めた場合、当該者は経営相談先に経営相談を申し込まなければならない。

ウ 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印し、その写しを申請者に交付する。その際、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1号）」を配布する。

エ 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

オ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記載して、申請者に交付する。申請者は、交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」の申請者記入欄に記入して、自立相談支援機関に提出する。

カ 自立相談支援機関は、提出された申請書に受付印を押印し、一式そろった時点で札幌市に提出する。

キ 札幌市は、提出された申請書と書類に基づき、支給申請の審査を行う。収入

要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることとする。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

ク 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、札幌市は「住居確保給付金支給対象者証明書（様式 3 号）」（以下「対象者証明書」という。）を自立相談支援機関を經由して交付する。なお、対象者証明書の有効期限は、「入居予定住宅に関する状況通知書」に記された入居予定日の 1 箇月後とする。

ケ 支給申請の翌日から 30 日を経過しても別表 2 に定める添付書類、追加提出書類が提出されない者には、「住居確保給付金不支給通知書（様式 4 号）」（以下「不支給通知書」という。）を交付する。

コ 申請者はエに掲げる「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、カにより交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

サ 申請者は、住宅入居後 7 日以内に、「住居確保報告書（様式 5 号）」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、自立相談支援機関に提出する。

シ 札幌市は、前項の書類の提出を受けた後、支給決定を行い、自立相談支援機関を經由し、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書（様式 7-1 号）」を交付する。

ス 札幌市は、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、自立相談支援機関を經由し不支給通知書を交付する。自立相談支援機関は、不支給通知書を申請者に手交するとともに、不動産媒介業者等にも不支給の旨を連絡する。

セ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

(2) 住居喪失のおそれのある者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。

ア 申請者は、申請書に別表 2 に定める書類を添えて、自立相談支援機関に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。

イ 公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者（経営改善を希望す

る自営業者を除く)は、公共職業安定所等への申込みを行い、公共職業安定所等から交付される求職受付票の写しを自立相談支援機関に提出しなければならない。また、申請者(経営改善を希望する自営業者を除く)は、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票(様式10)」により、雇用施策等(雇用保険及び職業訓練受講給付金)の利用状況を札幌市に報告しなければならない。経営改善を希望する自営業者が住居確保給付金を申請する場合、当該者は経営相談先への事前相談を行い、事前相談の内容を自立支援機関に報告しなければならない。また、事前相談の内容を踏まえ、活動計画に基づく自立に向けた活動を行うことが経営改善を希望する自営業者の自立の促進に資すると札幌市が認めた場合、当該者は経営相談先に経営相談を申し込まなければならない。

ウ 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印し、その写しを申請者に交付する。その際、「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)」を交付する。

エ 申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等から、必要事項を記載した「入居住宅に関する状況通知書」の交付を受ける。申請者は、交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」の申請者記入欄に記入押印し、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添付して、自立相談支援機関に提出する。

オ 自立相談支援機関は、提出された申請書に受付印を押印し、一式そろった時点で札幌市に提出する。

カ 札幌市は、提出された申請書と書類に基づき、支給申請の審査を行う。収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、申請者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることとする。法第22条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

キ 札幌市は、前項の書類の提出を受けた後、支給決定を行い、自立相談支援機関を経由し、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書(様式7-1号)」を交付する。

ク 審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、自立相談支援機関を経由し不支給通知書を交付する。自立相談支援機関は、不支給通知書を申請者に手交するとともに、不動産媒介業者等にも不支給の旨を連絡する。

ケ 支給申請の翌日から30日を経過しても別表2に定める証拠書類、追加提出書類が提出されない者には、不支給通知書を交付する。

コ 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確

認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。

(3) 原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行わないが、下記の場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。

ア 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ 支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合において、受給期間中に世帯収入額が減少した結果、別表1の基準額を下回った場合

ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合

また、上記ア～ウのいずれかに該当し、支給額の変更を行う場合の支給決定手続は、下記のとおりとする。

エ 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

オ 受給額の変更をしようとする受給者は、自立相談支援機関を経由して札幌市に「住居確保給付金変更支給申請書（様式1－3号）」（以下「変更支給申請書」という。）を提出する。変更支給申請書には、家賃変更を証する書類又は収入減少を確認できる書類を添えて、転居の場合は貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し、「入居住宅に関する状況通知書（様式2－2号）」、転居先の賃貸借契約書の写し及び住民票の写し等を添えて提出する。

カ 札幌市は、提出された変更支給申請書と書類に基づき、変更申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された受給者に対して、原則として変更申請日の属する月の翌月分から支給額を変更することとし、自立相談支援機関を経由して「住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第7－3号）」を交付する。

(4) 7－(1) ただし書きに規定する支給期間を延長又は再延長する者に対する支給決定手続は、下記に定めるとおりとする。

ア 支給期間の延長を申請できる期間は、住居確保給付金支給期間3箇月目の前月の初日から3箇月目の末日までである。

イ 支給期間の延長を申請する者は、「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式1－2号）」（以下「延長申請書」という。）を別表2に定める添付書類、常用求職活動等を行っていたことを確認できる書類を添えて、自立相談支援機関を経由し札幌市に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、延長申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。

ウ 札幌市は、提出された延長申請書と書類に基づき、延長申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式7－2号）」を交付する。また、

審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給通知書を交付する。

エ 支給期間の再延長を申請できる期間は、住居確保給付金支給期間6箇月目の前月の初日から6箇月目の末日までである。

オ 支給期間の再延長を申請する者は、延長申請書を別表2に定める添付書類、求職活動等を行っていたことを確認できる書類を添えて、自立相談支援機関を経由し札幌市に提出する。自立相談支援機関は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、延長申請書を受け取る。添付書類が整っていない場合には、追加提出を依頼する。

カ 札幌市は、提出された延長申請書と書類に基づき、再延長申請の審査を行う。審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」を交付する。また、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては不支給通知書を交付する。

キ 支給申請の翌日から30日又は8-（4）ア及びエに掲げる期限日のいずれか一方の期日を経過した時点において、8-（4）イ及びオに掲げる書類が提出されていない者には、不支給通知書を交付する。

9 支給の方法

原則として、札幌市から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むこととする。ただし、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない（代理受領）。また、給付を行った場合には、受給者に対しては「住居確保給付金支給連絡票（様式11号）」を交付し、不動産媒介業者等に対しては「住居確保給付金代理納付連絡票（様式12号）」を交付する。

10 支給の中断及び再開

受給者が住居確保給付金を受給中に、疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により、前記3（2）の求職活動を行うことが困難となった場合、当該受給者の申請により、支給を中断する。中断期間中、原則として毎月1回、中断者から体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行い、再開を希望する場合は、当該受給者の申請により、支給を再開する。支給の中断及び再開は、下記に定める手続によることとする。

（1）疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届（様式9-1）」及び疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提

出する。

- (2) 札幌市は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書（様式 9 - 2）」を自立相談支援機関経由で交付する。
- (3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届（様式 9 - 3）」を自立相談支援機関に提出する。
- (4) 札幌市は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書（様式 9 - 4）」を自立相談支援機関経由で交付する。

11 支給の中止

- (1) 支給決定後、下記のいずれかの要件に該当した場合、札幌市は住居確保給付金の支給を中止する。また、自立相談支援機関は、下記の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に札幌市に報告をする。
 - ア 支給決定後、3（2）による求職活動等要件を満たさない者については、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
 - イ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

また、受給者が常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止できる。
 - ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により札幌市内での転居が適当である場合を除く）については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
 - エ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに支給を中止する。
 - オ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
 - カ 支給決定後、受給者等が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
 - キ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
 - ク 中断期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。
 - ケ その他、受給者の死亡など、支給決定を受けている者について住居確保給付金を支給する理由を欠くと札幌市が認める場合には、支給を中止する。

(2) 住居確保給付金の支給を中止した場合には、自立相談支援機関を經由し、受給者に対して、「住居確保給付金支給中止通知書（様式8号）」を交付する。

12 再支給

住居確保給付金の受給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入の業務上の収入を得る機会が増加し、当該世帯の収入基準額以上の収入を得た月がある者について、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）その他事業主都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、3（1）に規定する支給要件に該当する者については、6の支給額、7の支給期間等により、再支給することができる。

13 不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、札幌市は、既に支給した金額の全部又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。

14 関係機関との連携

本事業を円滑に実施するために、自立相談支援機関は、札幌市、公共職業安定所等、社会福祉協議会等関係機関と支給対象者又は受給者の状況等について情報共有するなど、連携を緊密に行う。

15 暴力団員等と関係を有する不動産業者等の排除

(1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2号又は様式2-2号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれか該当するものをいう。

ア 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

イ 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

ウ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれ

のある不動産媒介業者等

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

オ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

カ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

キ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

ク 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

ケ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

- (2) 住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

16 その他

- (1) この要綱実施のため必要な様式その他の住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、地域生活支援担当部長が定める。
- (2) 住居確保給付金の支給のうち、相談、受付業務、受給中の面接等の窓口業務については自立相談支援機関において実施し、支給審査及び支給決定等の支給事務は地域福祉・生活支援課において実施する。
- (3) 住居確保給付金の支出に係る専決区分は、部長決裁とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 1 日一部改正）

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年4月1日一部改正）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

世帯人数	基準額	世帯人数	基準額
1人世帯	8.4万円	6人世帯	29.7万円
2人世帯	13.0万円	7人世帯	33.4万円
3人世帯	17.2万円	8人世帯	37.0万円
4人世帯	21.4万円	9人世帯	40.7万円
5人世帯	25.5万円	10人世帯	44.3万円

別表 2

(1) 添付書類

ア 申請者確認書類	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し
イ 離職関係書類	下記のいずれかを証する書類 ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し ・申請日において就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
ウ 収入関係書類	申請者等のうち収入がある者についての、収入が確認できる書類の写し
エ 金融資産関係書類	申請者等の申請日の金融機関の通帳等の写し
オ 求職関係書類	公共職業安定所等が発行する求職受付票の写し

(2) 追加提出書類

ア 公共職業安定所等関係書類	
求職申込み関係書類	公共職業安定所等が発行する求職受付票の写し (申請後に求職申込みを行った者)
雇用施策利用状況確認書類	求職申込み・雇用施策利用状況確認票(様式10)
イ 入居(予定)住宅関係書類	
住居を喪失している者の場合	不動産業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1号)」
住居を喪失するおそれのある者の場合	不動産業者等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)」